

国連の協力によるクメール・ルージュ裁判に対する我が国の支援

平成22年2月22日

在カンボジア大使館

1. クメール・ルージュ裁判とは

(1)クメール・ルージュ(KR)裁判は、1970年代後半に100万とも200万ともいわれる自国民大量虐殺を行ったKR政権(いわゆるポル・ポト政権)幹部を裁くための裁判で、カンボジア国内法廷にて国連の協力を得て実施されています。KRの大虐殺は、20世紀最悪の人道に対する罪の一つとされています。

(2)本件裁判は、国連とカンボジア政府との合意文書に基づき設置された特別法廷において、カンボジア人司法官と国際司法官とが協力して、元KR政権の上級幹部をカンボジア刑法、ジェノサイド条約上の犯罪や人道に対する罪などに関して裁くものです。

(3)本裁判は、カンボジアにおける悲劇の歴史を清算することで、犠牲者の国民に正義を達成し、社会経済発展の基礎となる法の支配の強化に役立つものです。

2. KR裁判の進展と追加予算要請

(1)KR裁判特別法廷は2006年7月に立ち上がり、2007年11月までにヌオン・チア元国民議会議長、イエン・サリ同外交担当副首相、キュー・サンパン同国家幹部会議長といった元KR政権最高幹部を含む被疑者5人が逮捕・勾留されました。

(2)2009年2月に第1事案としてドゥイツS21国家中央治安本部(トゥオルスレン政治犯収容所)所長に対する公判が開かれ、11月には最終弁論が行われました。本年前半にも第一審判決が予定されています。

(3)これらの被疑者5名はいずれも高齢で、深刻な健康問題を抱えている者もあり、迅速な裁判の実施が必要です。

(4) 一方、経費については、06年7月の特別法廷立ち上げ後、本法廷が前例のない取組であることから、当初予算では賅いきれない費用が発生しました。具体的には、被害者部の創設、全ての裁判記録及び証拠書類のクメール語、英語及びフランス語への翻訳の必要性、裁判期間の延長の見込み等による追加的な資金需要が発生し、2009年の予算は約36.4百万ドルとなりました。2010年及び2011年につきましては、裁判前法廷の常駐化や最高審の着任など特別法廷の活動が拡大するため、2年間で計93.3百万ドルの予算が策定され、ドナー側が検討しているところです。

3. 日本の関わり

(1) KR裁判は、1980年代末以来、我が国が積極的に協力したカンボジア和平プロセスの総仕上げで、同国に平和を定着させるために極めて重要です。我が国は、国際社会で裁判の立ち上げ及び実施に向け主導的な貢献を行ってきました。

(2) 具体的には、この裁判に関する二度の国連総会決議を成立させ、また上級審判事として野口元郎検事を派遣するとともに（特別法廷には邦人職員として前田優子広報官も勤務）、2009年までの裁判総経費102.9百万ドルの約46%に当たる約47.3百万ドルの支援を行い、諸外国中で最大の協力を行っています。裁判立ち上げ後は、プノンペンでフランスとともに支援国会合の共同議長を務めています。

(了)